

司法試験委員会会議（第 1 5 4 回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

令和元年 1 2 月 2 6 日（木） 1 6 : 3 0 ~ 1 7 : 3 5

2 場所

法務省司法試験考査委員室

3 出席者

- 司法試験委員会
（委員長）神田秀樹
（委員）大沢陽一郎, 大場亮太郎, 高橋美保, 長谷部由起子, 春名一典, 村田渉（敬称略）
- 司法試験委員会幹事 福原道雄
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）
濱克彦人事課長, 大久保仁視試験管理官, 阿波亮子人事課付

4 議題

- (1) 司法試験考査委員候補者選定等部会委員の選任について（協議）
- (2) 令和元年 1 1 月 1 4 日実施に係る幹事会における協議について（報告・協議）
- (3) 幹事の選任について（協議）
- (4) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

資料 1 司法試験考査委員候補者選定等部会委員名簿

資料 2 司法試験委員会幹事候補者名簿

6 議事等

- (1) 司法試験考査委員候補者選定等部会委員の選任について（協議）
 - 司法試験考査委員候補者選定等部会委員として、資料 1 記載の者を選任することが決定された。
- (2) 令和元年 1 1 月 1 4 日実施に係る幹事会における協議について（報告・協議）
 - 幹事からの報告内容
令和元年 7 月 3 日開催の司法試験委員会において設置が決定された幹事による第 4 回幹事会が、幹事全員の出席により、同年 1 1 月 1 4 日に開催されたので報告する。
幹事会の冒頭では、令和元年 1 1 月 6 日開催の司法試験委員会における報告状況等の説明が行われた。
続いて、複数の法科大学院関係者の連名による文部科学省高等教育局長宛ての要望書について紹介があり、その内容は、司法試験実施時期の選択肢として「夏より後（例えば 1 0 月又は 1 1 月）」を幹事会において検討することや、仮に幹事会において司法試験実施時期を「3 年の夏休み期間中」と決定する場合には、当該実施の時期が、法科大学院教育への悪影響が最小限となる理由を明示することを求めるものであったとの説明

が行われた。

この要望書の内容について協議した結果、まず、当幹事会においては、既に夏より後の時期である「10月又は11月説」、「12月末頃説」及び「2月又は3月説」を明示的に検討対象としてきたこと、また、当幹事会においては、法科大学院教育への影響のほか、法科大学院生への影響、法改正の趣旨、試験実施上の実現可能性といった複数の考慮要素による総合的な検討を行っており、個別の考慮要素だけを取り出してメリット・デメリットの程度の差を明示することは困難であることを確認し、幹事会としては引き続き従来の方針で検討を進めることで意見が一致した。

また、在学中受験資格に関して、大学の学長による認定が必要とされていることについて、その決裁権限を学長から部局長等に下ろすことが認められるかという点につき、幹事から、文部科学省としては、一般的には、学内規定において、文書の名義、決裁者及び専決者が規定されており、権限関係が整理されていれば、学長名義の文書を部局長等の専決により作成することは可能であると考えている旨の説明が行われた。

続いて、司法試験実施時期につき、前回の幹事会において「5月説」及び「2月又は3月説」を採用することは非常に困難であるとの結論に至ったことを踏まえ、残りの三つの説、すなわち「7月及び8月を中心としてその前後を含む夏頃説」、「10月又は11月説」及び「12月末頃説」について協議を行った。

まず、12月末頃説について検討した結果、在学中受験を選択する学生の勉強期間が比較的長く確保できるといった点はメリットとして考えられ得るものであるものの、他方で、法科大学院修了資格による受験を選択する学生にとって法科大学院修了から司法試験までの間が空きすぎてしまい法科大学院における学修成果を十分に発揮することが難しいと思われることや、在学中受験資格により司法試験に合格した者についても法科大学院修了から司法修習開始までに相当の期間が空いてしまうこととなつて、ギャップタムの解消を目指すという改正法の理念に沿わないこととなること、採点時期が2月から3月にかけてという年度末の繁忙期に重なるなど、実施上困難であること等の理由により、12月末説を採用するのは非常に困難であることで幹事の意見が一致した。

これにより実施時期の候補が二つにまで絞られたため、続けて、残りの二つである夏頃説と10月又は11月説のいずれを採用すべきかについて協議を行ったところ、以下のような意見交換の結果、幹事会としては、司法試験の実施時期として、「7月及び8月を中心としてその前後を含む夏頃説」を採用すべきとの結論で意見が一致した。

- ・ 受験生の観点から述べるに当たり、まず、在学中受験は義務ではないことを改めて確認したい

その上で、法科大学院の学生の能力や勉強の進め方は様々であり、また、既修者だけでなく未修者もいることからすれば、学生の中には在学中受験をしないという者も相応にいるであろうし、在学中受験をする者の中にも、もちろん合格を目指すのではあろうが、法科大学院修了後1回目の試験に主眼を置いているものが一定数存在するであろうから、実施時期を考えるに当たっては、このような法科大学院修了後の受験を念頭に置く学生達のこととも考慮することが必要であると考えている

このような学生にとっては、法科大学院を修了してしまうと体系的な教育を受ける機会がなくなってしまうので、法科大学院の修了時期から司法試験の実施時期が離れれば離れるほど、法科大学院教育の成果が希薄化することが懸念されるし、法科大学院教育と司法試験との連携の観点からも問題があるように思う

私の感覚としては、法科大学院修了から半年以内に司法試験を実施するのが望ましく、司法試験の実施が10月以降となると法科大学院修了から半年以上が経過してしまうこととなり、今述べた懸念が現実化するおそれが高まっていくと思う

- ・ 在学中受験をする学生にとっても、そのような学生を多く抱える法科大学院にとっても、10月又は11月説は問題があると考えている

10月又は11月は後期の授業を実施している最中であるところ、学生は授業に出席してその予習復習を行いながら司法試験を受験することとなり、学生にとって酷である

10月又は11月説は、前回も意見交換がなされた「受験のための準備期間」との関係で、試験の実施時期をできるだけ後にした方が、より長期の準備期間を学生に与えられると考えているものと推察されるが、この点については、前回整理されたように、法科大学院がカリキュラムや指導内容等を工夫することなどにより対応できると思われる

また、10月や11月に司法試験を実施すれば、前期終了後約2か月又は3か月を準備期間とすることとなるが、現行の司法試験における法科大学院修了から試験実施までの期間との比較においても長過ぎるものであり、学生にとっても、かえって間延びしてしまっていて問題なのではないか

- ・ 学生にとってのメリットという観点から考えても、夏頃説であれば、学生は、3年次後期において、展開・先端科目や実務基礎科目、外国法科目といった科目を、司法試験の重圧から解放された状態で集中して勉強できるというメリットがある。また、法科大学院協会のアンケートにおける意見でも挙げられているように、夏に司法試験が行われ修了後直ちに司法研修所に入所すれば法科大学院教育と司法修習とが連続することになり、実務修習と密接に関わる3年後期の実務基礎科目の履修と司法研修所における司法修習との円滑な接続を図ることができる

10月又は11月説では、合格発表時期がかなり遅くなることから、後期の授業をうまく活用できるかという点で困難がある。また、夏休み期間を利用してエクスターニシップや海外研修の機会を設けている大学も多いところ、10月又は11月説では、3年の夏休み期間を司法試験の準備のみに充てさせることとなり、学生から、そのような機会を奪うことになってしまう

なお、試験実施体制については、考慮事項として優先順位が低いという意見もあるが、司法試験を将来にわたって継続的かつ安定的に実施するためには試験実施体制の点を考慮することは不可欠であるから、司法試験実施時期を検討するに際しては、試験実施体制についても正面から議論すべきである

- ・ 今回の法改正の趣旨の一つは受験生の時間的・経済的負担の軽減を図るという点にあるところ、法科大学院修了後間もなく司法修習が始まり、いわゆるギャップタームが解消されるという仮定の下、現行の修習スケジュールを当てはめるというシミュレーションをすると、広目に見て11月の中下旬から3月上旬頃辺りが、司法研修所における集合修習の時期ということとなる

集合修習は、司法修習の締めくくりということで、連日にわたって密度の濃いカリキュラムが設けられており、研修所教官としては、起案の採点、講義、講評に追われる毎日を送っているのが実情であって、集合修習の期間中に研修所教官が司法試験の採点を負担するのは非常に難しい

- ・ 10月又は11月説では、採点時期が11月から年をまたいで1月頃となり、採点の山場は11月、12月頃になると思われるが、私自身が法務省職員である省内委員として司法試験考査委員を務めていた経験を踏まえても、省内委員がこの時期に採点を負担することは非常に困難である

この時期には臨時国会が開会されているのが通例であるところ、部署によっては毎日のように委員会对応を行っている状況にあり、このような時期に数百通もの採点を負担するのは現実的ではない

- ・ 実施時期を検討する際の考え方としては、考慮要素の優先順位1番目は法科大学院教育と司法試験との連携、2番目は法改正の趣旨である時間的・経済的負担の軽減で、3番目に採点等の実施体制であると思っており、幹事会において採点体制のみがクロージアアップされるのであれば、いかがなものかと思う

司法試験受験のための準備期間の確保については、これを学生の努力に全面的に委ねるような議論をすべきではないと思っている

試験実施に係る事務手続に要する日数については、短くする努力を不断にすべきだと思っており、合格発表まで3か月でよいということであれば、10月初めということもあり得るが、現実的に考えれば余りにも短縮し過ぎると余裕がなくなり難しいだろうと思うので、これを外すことについては反対しない

3年前期の授業が形骸化せずきちんと行われることと、学生の準備期間が確保されることを前提に、7、8月を中心としたその前後の「後」がよいと思っている

- ・ 幹事会として考慮要素に優劣をつけたことはないと認識している

各要素のバランスで決めることであって、いずれか一つの要素だけを取り出して議論すべきではないし、いずれか一つの要素を度外視して議論をすべきでもない

個人的には、準備期間はある程度必要だとは思っており、学生が勝手に何とかすべき問題と考えているわけではないが、個々の学生において、自身の学習状況などに応じて、個別に対応可能な問題だとは思っている。また、法科大学院においても、簡単なことではないが、努力すれば工夫次第で学生の準備期間を確保することができると思う

- ・ 10月又は11月説は、後期の授業期間中の司法試験実施となることから、法科大学院としても対応が困難であると思われ、対応できる法科大学院とそうでないところが出てくることから制度として望ましくなく、また、法科大学院教育や学生への影響も大きいことから、採用することは難しいのではないか

また、採点との関係では、司法試験の採点時期のみならず、予備試験の採点時期についても考慮する必要があるところ、事務局の説明によれば、10月又は11月説を採用すると、予備試験の採点時期が1月から2月にかけての頃になると思われ、実施上困難なように思われる

その上で、夏頃説を採用するとしても、夏頃のいずれの時期に実施するかを検討するに当たっては、予備試験の採点時期等を考慮することは重要であると思われるので、次回以降の議論においては、予備試験の採点時期を含めたスケジュールについて、事務局から説明してもらいたい

- ・ 実施時期の検討に際して学生に配慮すべきとの点は同感だが、だからこそ10月又は11月説は妥当ではないと考えている

それは、後期の授業をどうするのかということであり、学生が司法試験の合格発表

待ちで後期の授業に積極的・能動的に取り組んでいかないということになれば法科大学院教育の崩壊につながりかねない

3年次後期の期間を実務基礎科目や展開・先端科目等の教育に充てるなど様々に工夫し、充実したものにすることによって、法科大学院での理論と実践の融合型の教育を更に展開させ、司法修習にスムーズにつなげていくというのが3年次後期の授業のミッションであり、この時期の授業は大変重要だと考えている

- ・ 司法研修所の教官から聞くとによれば、法科大学院においては実務的な科目もきちんと勉強しているものの、一部の司法修習生については、法科大学院を修了して司法試験を受け、司法修習が開始するまでに、法科大学院で学んだ実務基礎科目の内容を忘れてしまっている者も見受けられるとのことである。ギャップタームが解消されて法科大学院教育と司法修習とがシームレスにつながることに加え、3年次後期の段階で実務基礎科目に係る教育を学生が集中的に勉強することになれば、前述のような問題点は解消されるのではないかと思われる

また、3年次後期の授業で司法試験科目以外の様々な科目を集中的に勉強し、専門性、国際性等を高めることができれば、従来に比べてより一層多様な分野で活躍できる法曹を養成することにも資するのであり、法科大学院創設の理念にも沿うこととなるものと思われる

- ・ 従来は、法科大学院で実務基礎科目を学んでも、司法試験科目として「実務基礎科目」という科目が存在するわけではないこともあって、司法修習の開始までに忘れてしまうという側面はあったように思うが、今後、3年次後期という司法修習に近い時期に実務基礎科目をきちんと学ぶことができるのであれば、学修の成果が効果的に維持されると思う

以上の議論により、幹事会としては、司法試験の実施時期として「7月及び8月を中心としてその前後を含む夏頃説」を採用すべきとの結論で意見が一致し、今回は、夏頃説の中で更に実施時期を絞るための検討を行うこととなった。

○ 当委員会における協議の結果

上記報告を受けて協議が行われた結果、司法試験の実施時期として「7月及び8月を中心としてその前後を含む夏頃説」を採用すべきとの幹事会の結論を支持することが、異論なく、全員一致で確認された。

また、幹事会において更に実施時期を絞るための検討を行うことについても、異論なく了承された。

その後、司法試験実施時期に関する幹事会での更なる検討について、委員から

- ・ 今回の法改正（法曹コース創設と在学中受験）の趣旨は、法科大学院における教育の充実を図り、高度な専門的能力及び優れた資質を有する人材の確保を推進することにある。そして、その源泉は、未修者・既修者・社会人経験者等多様な人材が互いに切磋琢磨し、拡大変化する法曹需要に対応できる将来の伸びしろを創る、という法科大学院における手塩にかけたプロセス教育の中で法曹を養成するという理念にある。したがって、今回決められる実施時期が連携の前提である法科大学院の教育にどのような影響を及ぼすかを十分検討していただきたい。

司法試験の実施時期について、まず、1点目として、法科大学院での本来の学修に支障が生じないように配慮していただきたい。法科大学院の授業・学修を横において、受験勉強に集中するようなことでは本末転倒である。この点、昨年9月に、法科大学

院協会理事会が、3年次前期に実施しないこと、3年の夏休み期間中に実施すること等を決議したことも、幹事会で議論の材料にさせていただきたい。もっとも、司法試験実施時期が決まれば、3年次前期の授業の在り方も含めて法科大学院の全課程のカリキュラムが検討されるであろうから、必ずしも現在のカリキュラムの枠内で実施時期を考える必要はないのかもしれない。ただし、その場合でも、詰め込み教育にならないカリキュラムが組めるか否かが問われるだろう。

2点目として、未修者・社会人経験者にも時間的・経済的負担軽減の機会を与え、また、在学中合格とギャップターム解消の実績が上がるように、受験前の試験準備期間の設定についても検討していただきたい。なぜなら、在学中受験は選択肢の一つとは言うものの、5年5回の受験制度の下では、未修者も含めて法曹コース以外の者もその多くが在学中受験し、その合格者数・合格率が厳しく問われることが予想されるからである。

3点目として、試験実施体制は、試験の厳正さと円滑な運営を期するものでなければならぬが、必要とあれば、採点期間の短縮のために採点者を増やすことも検討していただきたい。

今回の法改正による制度変更が、法科大学院を中核とする法曹養成に資する結果に繋がるか否かは、司法試験の実施時期が大きく影響すると思われる。幹事会での議論が、現実的でありつつも、先に述べた理念理想を大切に集約されることを期待している。

- ・ 幹事会において、受験生の観点、法科大学院側の事情、法改正の趣旨、試験実施体制等の様々な角度から幹事会で議論され、いろいろな意見がありつつも、「7月及び8月を中心としてその前後を含む夏頃説」に意見が一致したことは、現実的な選択肢を提示されたものではないかと思っている。これを前提に、更に具体的な時期を絞り込んでほしい。

法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成の趣旨からすると、法科大学院でじっくりと学んでもらって課程を修了してから司法試験を受験するのが、法科大学院設立の理念に叶っていると思っている。今回の改正の趣旨は、法科大学院の全ての課程を修了する以前に、修了と同程度の法的知識、経験を身につけた学生に、司法試験受験のチャンスを与えて法曹になるまでの時間的な負担を軽くする選択肢を与えたものと思っている。在学中受験も5回の受験回数にカウントされる以上、実際にどれくらいの学生が修了前受験に照準を合わせて勉強するのか未知数である。一方で、法科大学院には司法試験合格率が伸び悩んでいる未修者もいることを考えると、受験生の観点・法科大学院の学生の観点と言ってもそれは多様であろう。

法科大学院側の事情も、これまでの合格実績は法科大学院によって異なるし、カリキュラムの見直しについても、その内容は様々であろう。また、各法科大学院にそれぞれの特徴があることも売りなので、法科大学院側の事情も単一のものと考えては困難である。

他方で、試験実施体制の観点は、国家試験である以上、極めて重要である。既修・未修、3+2、在学中受験、予備試験等の司法試験受験に至るまでの過程だけでなく、個別の社会経験も含めた、いろいろなバックグラウンドの人が受験しても公平に評価でき、それが安定的に運用されることが、あるべき国家試験である司法試験試験制度の姿だと思う。最近大学入試制度改革でも話題になったが、試験の採点を含む実施体

制は、その意味で極めて重要である。そうすると、現実の試験実施体制（採点体制を含む）がどの時期であれば可能であるのか綿密な検討が必要である。採点期間短縮のために採点担当考査委員の数を多くするというのも一つの考え方だが、考査委員の数が増えると、採点のばらつきがそれだけ多くなるのが懸念されるし、本来業務で多忙な考査委員の会議の日程調整や場所も含めたロジ面でも困難であり、また、そもそも多数の採点担当考査委員を確保できるのかの問題もあろう。

司法試験は、公正かつ安定的なものでなければ、試験に対する信頼を失い、ひいては法曹志願者の更なる減少につながりかねず、そうなっては元も子もない。試験実施体制は重要であると思う。

- ・ 幹事会においていろいろな観点から検討されていると感じる。受験生の観点から考えると、在学中受験をする方ももちろんいるだろうが、在学中受験をしない方もかなりいると思われ、法科大学院修了後の受験を念頭に置く学生たちのことも考慮する必要があるという意見には非常に共感を覚えた。特に未修者は今でもなかなか司法試験受験までの勉強時間が足りないと言われており、未修者が在学中受験をするのはかなり大変なのではないかと思う。未修者を含めた幅広い層がなかなか法曹になれていないという点は、法曹養成制度改革、司法試験改革によって達成できていない一番大きな点だと感じている。

その意味で、法科大学院修了後の受験を念頭に置く方たちにも配慮し、そういう方たちへの影響を最小限にするということで、夏に実施するというのは合理的だと思う。引き続き、そういった観点を忘れないで検討していただきたい。

- ・ 今は3+2あるいは在学中受験が注目されているが、従来どおり法科大学院修了後に受験する者はかなり多いだろうと考えている。中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会等における議論を聞いていても、最短で在学中受験をする可能性のある法曹コースの定員自体はそれほど多くないように思う。

在学中受験をする者にとっての法科大学院教育に与える影響は考慮する必要があるが、幹事からの報告にもあるとおり、法科大学院の修了時期から司法試験の実施時期が離れば離れるほど、法科大学院教育の効果がどんどん希薄化していく。新しい制度である在学中受験を特に厚く論じる必要はあるが、元々は、未修者・履修者含めて法科大学院修了後に受けるという本来のパターンの受験生がいるということを忘れてはならないのであり、法科大学院修了後の受験者を考慮して引き続き検討すべきとの意見に同意する。

また、法科大学院の夏休みとの関係について言えば、法科大学院の学生は、夏休み期間中に、エクスターンシップや海外での語学研修等、かなりのびのびした教育機会を得ているところ、司法試験実施のためにこれらの機会を奪うこととなれば、法科大学院制度にとって好ましくなく、その点の配慮も必要ではないかと思う。

- ・ 法科大学院教育への影響や、法科大学院修了後の受験を念頭に置く方への配慮のほか、試験の実施体制も重要なところであり、幹事会ではそれぞれについて考慮されていると感じた。試験の実施体制との関係では、幹事からの報告にもあったとおり、予備試験の採点時期のことも考慮しなければならないと思う。

法科大学院教育への影響という観点から、法科大学院の前期の試験期間は大体いつ頃に集中しているのかについて検討し、司法試験実施時期との調整を図っていただきたい。夏休み期間中のエクスターンシップ等の話が出たが、仮に司法試験の実施時期

が重なってしまうということであれば、その他の時期にエクスターンシップ等を実施することも考える必要があると思う。

- ・ 幹事会における議論のプロセスと結論については、とてもロジカルに納得のいく、丁寧な議論がなされているということが明らかであり、出された結論についても同意するところ。

その上で、問題作成、採点等のスケジュール感に無理がないことなど、試験実施上の実現可能性は非常に重要だと思っている。司法試験を実施するために、様々な場面で大変な労力がかかっており、これは、国家試験としてきちんとした試験をするという熱意の表れだと思っているが、その一方で、短い期間で拙速に実施した場合には、何か不備があったときに対応できないリスクがあるということを十分考慮する必要がある。安定的であるということが何よりも大事なのではないかと思う。今後、更に実施時期を検討するに当たっては、司法試験の実施に関わる方が、それぞれの仕事や生活の中で時間を割いて成立しているものであって、いろいろな立場の方にとって無理がないところを目指していくことがやはり重要なのではないかと思う。

また、考査委員の会議や、多くの書類のやりとり等に関しては、将来的には、情報管理を徹底しつつも技術的に効率化を図るということも考えるべきではないかと思う。

今回の改正により在学中受験という選択肢が増えて、早めに受験する方に門戸が開かれることは、キャリア選択という意味では望ましいと思う。受験生が頑張って学習して受ける以上、試験の実施体制についてはやはり充実したものでないといけなさと感じている。受験する側、実施する側、両方のリアリティをすり合わせて、現実的な落としどころに議論が進むとよいと思う。

- ・ 今回の法改正を踏まえた司法試験は令和5年から、予備試験は令和4年から実施される予定であることからすれば、速やかに検討を進めていく必要がある。
などの意見が述べられた。

(3) 幹事の選任について（協議）

- 司法試験委員会幹事として、資料2記載の者を選任することが決定された。

(4) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、令和2年1月31日（金）に開催することが確認された。

（以上）